

労働保険料の納付は、口座振替で！

口座振替納付とは

・口座振替の納付日に、あらかじめ届け出いただいた口座から、労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

口座振替納付のメリット

- ・金融機関等の窓口に出向くことなく、労働保険料の納付ができます。
- ・一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度（納期）以降も継続して口座振替により納付することができます。
- ・手数料はかかりません。
- ・保険料の引き落としに**最大約2ヶ月ゆとり**ができます。

【口座振替納付】

納期	全期・第一期	第2期	第3期
通常の納期限	平成28年7月11日	平成28年10月31日	平成29年1月31日
口座振替納付日	平成28年9月6日	平成28年11月14日	平成29年2月14日
ゆとり日数	57日	14日	14日

28年度納期限、口座振替の日程です。年度により若干の日付の変更があります。

口座振替の申込手續

・口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

・申込用紙は、厚生労働省のホームページ、労働局及び監督署でご用意しています。

申込の時期によっては、希望される納期からの振替処理ができない場合がございますので、申込期日については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

「厚生労働省 労働保険料 口座振替」で検索すると、ヒットします。

注意

口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）・信用金庫・労働金庫・JAバンク等でご利用になれます。一部の金融機関では取扱いがありませんので、事前に厚生労働省ホームページをご確認ください。

口座振替の手續きが完了した方は、金融機関の窓口での年度更新申告書の取り扱いができませんので、ご注意ください。

年度更新手續き期間内に年度更新申告書の提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付ができませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】佐賀労働局 総務部 労働保険徴収室

〒840 0801 佐賀市駅前中央3 - 3 - 20 佐賀第2合同庁舎 4階

☎0952(32)7168